

# 農業用の燃料タンクの届出について

<貯蔵や取扱いを始めるためには、届出が必要です！>

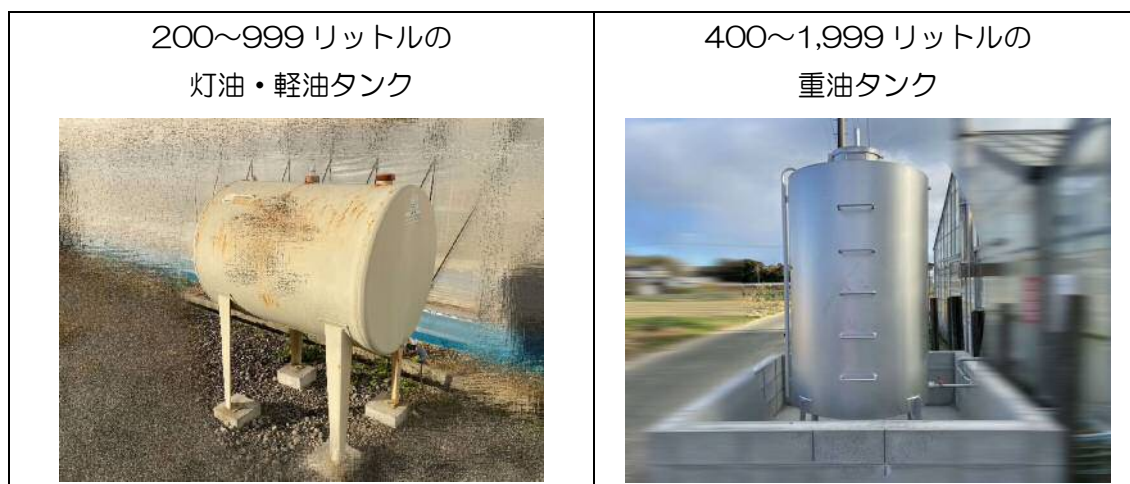
農業用ハウス等で使用する灯油、軽油及び重油等を保有する場合、種類や数量により、田原市火災予防条例に基づく貯蔵・取扱いの届出をしなければなりません。**事前に消防本部予防課 危険物係に御相談ください。**

<届出対象になる数量>

危険物	届出が必要な貯蔵・取扱量 (指定数量の5分の1以上、指定数量未満)	指定数量※
ガソリン	40 ～ 199 リットルまで	200 リットル
灯油・軽油	200 ～ 999 リットルまで	1,000 リットル
重油	400 ～ 1,999 リットルまで	2,000 リットル

※指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う場合は「許可」が必要な施設となります。

このような施設が届出の対象となり、設置基準を守る必要があります！



<届出に必要な書類>

提出する届出書は、定められた様式を使用し、以下の書類を添付して、**工事の着工前に消防本部予防課 危険物係に届け出てください。**

- ① 少量危険物 貯蔵・取扱い届出書（田原市火災予防条例 様式第11号）
- ② 案内図（住宅地図等）
- ③ 周辺図、配置図（タンク位置、防油堤及びその容量計算、標識及び掲示板等図示）
- ④ タンク図面
- ⑤ タンク検査済証の写し
- ⑥ 危険物を消費する設備（暖房機器等）の仕様書等

裏面「主な設置基準」もご覧ください。

<主な構造・設備の基準>

- ① 配管は金属管等耐熱性を有する材料で造る。
- ② タンクや配管は、腐食防止のため、塗装をする。
- ③ タンクは、地震等により転倒しないように固定する。
- ④ タンクの見やすい位置に液面計を設ける。
- ⑤ タンクの配管には、タンク直近の位置に元バルブを設ける。
- ⑥ タンクと配管の接合部分は、地震等による損傷を防ぐため、フレキシブル管を使用する。
- ⑦ 防油堤はコンクリート・ブロック等で造り、当該タンク容量以上の容量とすること。
- ⑧ 水抜口にはバルブを付け、通常時は閉めておく。
- ⑨ 標識及び掲示板を設ける。
- ⑩ タンクの周囲に1 m以上の空地を保有する。

※ 配管は、防油堤を貫通して設置することは認められません。また、地震等による損傷を防ぐため、直接地面に触れないように敷設してください。

